

保護者 様

伊丹市教育委員会事務局 こども未来部
幼児教育保育室 幼児教育推進課

感染症・通園許可証明書の提出について

保育所(園)・こども園・幼稚園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。
感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが快適に
生活できるよう、下記の感染症について通園許可証明書の提出をお願いします。
なお、保育所(園)・こども園・幼稚園での集団生活に適應できる状態に回復して
から通園するよう、ご配慮下さい。

記

通園許可証明書の必要な病名	
第1種	エボラ出血熱、クリミア、コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る）、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであって、その血清亜型H5N1であるものに限る。）
第2種	百日咳、麻疹（はしか）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、風しん（三日ばしか）、水痘（水ぼうそう）、咽頭結膜熱（プール熱）、結核、髄膜炎 菌性髄膜炎
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス、腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症

※出席停止の期間の基準はありますが、病状により園医その他の医師において
感染のおそれがないと認めたときは、その限りではありません。

※感染症による出席停止については、学校保健安全法施行規則の内容
および保育所における感染症対策ガイドラインに準拠しています。

通園許可証明書

____保育所(園) ・ こども園 ・ 幼稚園

児童名 _____

病名 { _____ }

上記のため 年 月 日から療養中であったが

症状が回復し集団生活に支障がない状態になったため

年 月 日より通園可能と判断します。

____年 月 日

医療機関 _____

医師名 _____ 印 又はサイン

令和 6 年 4 月 9 日

保護者様

伊丹市教育委員会事務局 こども未来部
幼児教育保育室 幼児教育推進課

インフルエンザの感染による「登園届」について

拝啓 春暖の候、保護者の皆さまにおかれましてはますますご壮健のことと存じます。

さて、幼稚園・こども園・保育所(園)は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場であるため、感染症が発生した場合は、感染拡大のリスクが高くなります。

園児がインフルエンザにかかった場合、学校保健安全法施行規則に規定する登園停止の期間の基準に準じて、感染のおそれなくなるまで、登園停止させることができるようになっていきます。これに基づき、発症から5日を経過し、かつ、解熱日から3日を経過するまで登園することはできません。つきましては、インフルエンザに罹患した場合、保護者の方が登園届を記入し、園へご提出ください。

【インフルエンザと診断された際の出席停止期間について】

・発症した後 5 日かつ解熱をした後 3 日を経過するまで(発症日は 0 日と数えます)

例	発症 日↓	発症後、最低 5 日間は登園できません							
		1 日目	2 日目	3 日目	4 日目	5 日目	6 日目	7 日目	8 日目
日にち	4/1	4/2	4/3	4/4	4/5	4/6	4/7	4/8	4/9
解熱した日に○ をする	発症	○	解熱 1 日目	解熱 2 日目	解熱 3 日目		登園 可能		
日にち	4/1	4/2	4/3	4/4	4/5	4/6	4/7	4/8	4/9
解熱した日に○ をする	発症				○	解熱 1 日目	解熱 2 日目	解熱 3 日目	登園 可能

解熱後 3 日を経過するまでは、登園できません

【登園を再開する際に必要なもの】

・登園届(保護者記載) * 登園届につきましては、市ホームページよりダウンロードも可能です。

下線部と発症後の経過を記入してください

登園届(保護者記入)

_____ 保育所(園)・こども園・幼稚園

児童名 _____

病 名 [インフルエンザ A 型 / B 型 / 不明]

* 該当するものに○を付けてください

受 診 日 [令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日]

医療機関 [_____]

「発症した後、5 日を経過し」かつ「解熱後 3 日経過していること」をみだし、児童の健康が回復したため、登園いたします。

【経過】

発症日 ※無症状の場合は、診断日が発症日となります。

日にち	/	/	/	/	/	/	/	/	/
解熱した 日に○をする									
日にち	/	/	/	/	/	/	/	/	/
解熱した 日に○をする									

保護者名 _____

令和 5 年 6 月 2 日

保護者様

伊丹市教育委員会事務局 こども未来部
幼児教育保育室 幼児教育推進課

新型コロナウイルス感染症による「登園届」について

拝啓 入梅の候、保護者の皆さまにおかれましてはますますご壮健のことと存じます。
さて、幼稚園・こども園・保育所(園)は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場であるため、感染症が発生した場合は、感染拡大のリスクが高くなります。

令和 5 年 5 月 8 日付で、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが変更されました。「学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令」(文部科学省)が施行され、「保育所における感染症対策ガイドライン」(厚生労働省)が改訂されました。これを受け、下記の通り対応をご依頼いたします。

【新型コロナウイルス感染症と診断された際の出席停止期間について】

- ・有症者の場合 … 発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過すること
※症状が軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることです
- ・無症者の場合 … 検体採取日を 0 日目として、5 日を経過すること

【症状が軽快した後、登園を再開する際に必要なもの】

- ・登園届(保護者記載)

登園届につきましては、市ホームページよりダウンロードも可能です。

【その他】

ご家族の中で新型コロナウイルス感染症と診断された場合、お子さんは出席停止の対象となりません。ただし、発熱や咽頭痛、咳等の症状がある場合は、無理をせず自宅で休養をするようご協力ください。

登園届(保護者記入)

保育所(園)・こども園・幼稚園

児童名 _____

病 名 [新型コロナウイルス感染症]

令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日、医療機関 _____ を受診し、新型コロナウイルス感染症と診断されました。

「発症した後、5 日を経過し」かつ「症状が軽快した後 1 日経過していること」をみたし、児童の健康が回復したため、登園いたします。

【経過】

発症日 ※無症状の場合は、診断日が発症日となります。

日にち	/	/	/	/	/	/	/	/	/
症状が軽快した日に○をする									

※症状が軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることです。

保護者名 _____

新型コロナウイルス感染症と診断された場合、下記の通りお休みとなります。

例

例

発症

↓

		発症後、最低 5 日間は登園できません							
		1 日目	2 日目	3 日目	4 日目	5 日目	6 日目	7 日目	8 日目
日にち	5/8	5/9	5/10	5/11	5/12	5/13	5/14	5/15	5/16
症状が軽快した 日に○をする		○	1 日				登園 可能		
日にち	5/8	5/9	5/10	5/11	5/12	5/13	5/14	5/15	5/16
症状が軽快した 日に○をする							○	1 日	登園 可能

症状が軽快した 1 日を経過するまでは、登園できません